

世羅町地域おこし協力隊ソーシャルメディア利用方針

世羅町では、世羅町地域おこし協力隊のソーシャルメディアの運用について、「世羅町地域おこし協力隊ソーシャルメディア利用方針」を次のとおり定める。

1 ソーシャルメディア等の種類

フェイスブック、Instagram、X、メールマガジン等のインターネットサービスを利用して、ユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

2 目的

世羅町の地域おこし協力隊の活動状況や、世羅町の魅力、産業、観光、イベント等の情報を広く発信することで、地域活性化に資することを目的とする。

3 掲載主体

世羅町地域おこし協力隊

4 運用時間

投稿の掲載は1人当たり月1回以上とする。

5 免責事項

(1) 世羅町は、世羅町地域おこし協力隊ソーシャルメディアに掲載した情報の正確性、完全性、有用性などを保証するものではない。

(2) 世羅町及び世羅町地域おこし協力隊は、当該ソーシャルメディアを利用したこと、又は利用することができなかったことにより生じる直接的・間接的な損害及びトラブル等について、一切の責任を負わない。

(3) 世羅町及び世羅町地域おこし協力隊は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(4) 上記(1)から(3)のほか、世羅町及び世羅町地域おこし協力隊は当該ソーシャルメディアに関連する事項により生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

6 禁止事項

次の事項に該当すると町が認める投稿等は、予告なくコメントの削除やアカウントのブロックを行う場合がある。

(1) 法律、法令などに違反するもの、または違反するおそれがあるもの

(2) 暴言、卑猥な表現など公序良俗に反するもの

- (3) 誹謗中傷や他者の権利を侵害するもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等の名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (5) 政治または宗教活動（伝統行事等を除く）を目的とするもの
- (6) 世羅町の事業に無関係の広告、宣伝、勧誘、営業活動など、営利を目的とするもの
- (7) 虚偽の内容、論争を巻き起こす内容または噂と認められるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を開示、漏えいするなどのプライバシーを侵害するもの
- (9) わいせつな表現などを含むもの
- (10) 世羅町地域おこし協力隊ソーシャルメディアの目的やポリシーまたは利用方針等に反するもの
- (11) そのほか、運営上、不適當であると判断されるもの

7 運用

- (1) 協力隊員のアカウントであることを証明し、さらに、成りすましによる誤情報の流布を防ぐため、協力隊ソーシャルメディアのアカウント名を世羅町ホームページ上に明示する。なお、成りすましを発見した場合は、町のウェブサイトにおいて同情報を掲載し、成りすましアカウントが存在することの注意喚起を行う。
- (2) アカウントの運用主体及び発信する情報は、協力隊のプロフィール欄に明示する。
- (3) ソーシャルメディア利用者からのコメントに対し返信する場合があるが、すべてのコメントに対しての返信を保証するものではない。
- (4) 世羅町に対するご意見・ご要望は、町ホームページのお問合せのご意見箱をご利用いただく。

8 著作権

原則として、当該ソーシャルメディアに掲載している情報（テキスト・画像等）の著作権は、協力隊員又は原著作者に帰属する。私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

ただし、当該ページのリンクや、「シェア」の機能を使用した掲載はこの限りではない。

9 その他

当該ソーシャルメディアは、予告なく内容の変更や運営の見直し、終了を行う場合がある。